

## 集乳業(第6号関係)

### 定義

- ◆ 生乳を集荷し、これを保存する営業。

### 改正後の変更点

- ◆ 生牛乳や生山羊乳だけでなく、生乳全般を対象とした。乳処理業の許可を取得した施設に併設するクラーステーションについては集乳業の許可は不要。また、ここにいう「生乳」とは、乳等省令にいう「生乳」の定義と異なる。

### 主な留意点

- ◆ 豆乳については動物の乳ではないことから、本号の許可の対象としない。  
60